平成25年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

1 趣旨

この選考試験は、平成26年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を決定するために実施します。

2 第1次試験

平成25年7月14日(日)

※ 一般選考、特別選考の受験者。大学推薦の受験者は小論文Bのみ受験。

3 受付期間

5月7日(火)~5月21日(火)(5月21日の消印まで有効)※郵送による受付のみ

4 募集対象・募集人員

受験区分	募集人員	募集内容及び教科	2 4 年度 募集人員
小学校	180名程度	小学校全科	180名程度
中学校	75名程度	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語	80名程度
特別支援学校	15名程度	(特別支援学校の採用)	10名程度
養護教諭	10名程度	(小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の採用)	10名程度

- (注) ① 特別支援学校の教諭については、受験区分「特別支援学校」に限らず、他の受験区分の合格者の 中から採用する場合があります。
 - ② 上記の募集人員は、諸般の事情により増減する場合があります。
 - ③ 受験区分とは異なる校種に採用する場合があります。
 - ④ 小学校、中学校(数学・理科)の募集人員には、大学推薦実施要項に基づく選考による募集人員も含まれます。

5 受験案内・パンフレットの配布

- (1) 4月8日(月)から市内の区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で配付します。
- (2) 選考試験の実施については「市政だより5月1日号」及び川崎市インターネットホームページ等に掲載します。

6 第1次試験結果通知

7月下旬(30日頃を予定)に受験者全員に文書で通知します。 合格者については、受験番号のみを教員採用案内のホームページに1週間程度掲載します。

7 第2次試験

- (1) 試験日(予定) 8月中旬以降(実技試験は8月13日、面接試験は8月中旬~9月中旬)
- (2) 試験内容
 - ア 実技試験・・・受験区分「中学校」の音楽・美術・保健体育・英語で実施します。
 - イ 場面指導・・・学級担任又は養護教諭(養護教諭受験者)役と、児童生徒役になって、児童 生徒を指導する場面を設定して行います。
 - ウ 個人面接

8 第2次試験結果通知

10月中旬(16日頃を予定)に第2次試験受験者全員に文書で通知します。 合格者については、受験番号のみを教員採用案内のホームページに1週間程度掲載します。

9 主な変更点

(1) 選考区分

ア 特別選考Ⅱ【臨時的任用職員・非常勤講師経験者特別選考】

25年度実施試験	2 4 年度実施試験	備考
川崎市立学校において臨時的任用 職員又は <u>非常勤講師【週20時間以上】として</u> 、平成22年4月1 日から平成25年3月31日まで の間に通算11月以上勤務した経 験を有する人	川崎市立学校において臨時的任用 職員又は非常勤講師【 <u>週24時間</u> 以上】として、平成21年4月1 日から平成24年3月31日まで の間に通算11月以上勤務した経 験を有する人	非常勤講師の対象者(条件)を週24時間以上の 勤務から、週20時間以上の勤務時間に変更しました。

イ 特別選考Ⅲ【社会人・青年海外協力隊員等経験者・資格取得者特別選考】

<u></u>		
25年度実施試験	2 4 年度実施試験	備考
⑦ 社会人 民間企業又は官公庁等において常 勤の職(国公立学校の教員経験を 除く)として、平成20年4月1 日から平成25年3月31日まで の間に通算3年以上勤務した経験 (休職期間等勤務の実態がない期 間を除く)を有し、必要とする職 歴証明を提出できる人	⑦ 社会人 民間企業又は官公庁等において常 勤社員・職員(国公立学校の教員 経験を除く)として、平成14年 4月1日から平成24年3月31 日までの間に通算3年以上勤務した経験(休職期間等勤務の実態がない期間を除く)を有し、必要とする職歴証明を提出できる人	社会人経験年数の必要期間の算出期間を過去10年のうち3年から過去5年のうち3年に変更しました。
① 青年海外協力隊員等経験者 独立行政法人国際協力機構法(廃 止前の国際協力事業団法の規定に 基づく派遣を含む)に基づく <u>青年</u> 海外協力隊員又は日系社会青年ボ ランティアとして、平成25年3 月31日までの間に継続して1年 以上の派遣実績(派遣期間)を有 し、派遣の証明書を提出できる人	① 青年海外協力隊員等経験者 独立行政法人国際協力機構法(廃止前の国際協力事業団法の規定に 基づく派遣を含む)に基づく <u>青年</u> 海外協力隊員等として、平成24 年3月31日までの間に通算2年 以上の派遣実績(派遣期間)を有 し、派遣の職歴証明書を提出でき る人	青年海外協力隊等の範囲 を明確にするとともに、 通算2年以上の派遣から 継続して1年以上の派遣 実績に変更しました。

(2) 採用候補者名簿の登載期間の延長についての特例

25年度実施試験	2 4 年度実施試験	備考
(1)対象者 教員としての能力及び資質の向上 を目的に大学院に進学するため、 又は大学院修学を継続するために、大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿搭載者は、 本人が川崎市教育委員会にその申 し出を行い許可を受けた者に限り、名簿搭載期間を延長できるものとします。	(1)大学院進学者・大学院修学継 続者 (2)国際貢献活動派遣者 採用候補者名簿に登載された 者が、独立行政法人国際協力機構 法に基づく青年海外協力隊又は日 系社会青年ボランティアの活動に 従事する場合は、最大2年間名簿 登載期間を延長する。	採用候補者名簿の登載期間の延長対象者のうち、 国際貢献活動派遣者を廃止しました。